

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和8年7月22日

独立行政法人水資源機構
千葉用水総合管理所長 土田 百合子

1. 目的

この歩掛参考見積募集要領は、当管理所が予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争資格（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成6年5月31日付け6経契第443号）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 参考見積書の提出等

- (1) 参考見積書は、作業項目毎に必要な技術者、資機材の人数等を記載して提出してください。
なお、参考見積書の様式は問いませんが、別紙を参考としてください。
- (2) 提出期間 令和8年7月22日（水）から令和8年8月5日（水）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前8時30分から午後5時00分まで
- (3) 提出場所
独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所 所長 土田 百合子 宛
【担当】 調査設計課 荒木
〒282-0011 千葉県成田市三里塚字御料牧場1-2
TEL：0476-33-1036 FAX：0476-33-1039
- (4) 提出方法
書面は、持参、郵送又はFAX（社印があること）により提出してください。

4. 参考見積内容

- (1) 業務内容
別添見積仕様書のとおり。
- (2) 業務費の構成と歩掛見積徴取範囲
 - ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（各編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
 - ② 歩掛参考見積徴取範囲は、基準書で定義されている直接人件費のうち、上記(1)「業務内容」を実施する為に必要な技術者の人数等を徴収します。
- (3) 作業員の職種と定義
国土交通省が公表している「令和8年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

5. 募集要領に対する質問

この募集要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出してく

ださい。

- (1) 提出期間：令和８年７月２２日（水）から令和８年７月２７日（月）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
午前８時３０分から午後５時００分まで
- (2) 提出場所：３．(3)に同じ。
- (3) 提出方法：３．(4)に同じ。

6. 質問に対する回答

質問に対する回答は、以下の通り閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和８年７月２９日（水）から令和８年８月５日（水）まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 参考見積書作成及び提出に要する費用

参考見積提出者の負担とします。

8. ヒアリング

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

9. 見積有効期限

参考見積書の有効期間は令和９年３月３１日までとします。

10. その他

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名または競争参加資格をお約束するものではありません。

以 上